

次のとおり、公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をした者を選定し随意契約の相手方の候補者とする手続き（以下「公募型プロポーザル方式」という。）を実施する。

令和4年4月28日

北海道知事 鈴木 直道

1 公募型プロポーザル方式に付す事項

(1) 業務名

令和4年度（2022年度）アイヌ文化理解促進普及啓発事業委託業務

(2) 業務目的

全道各地において、主に親子を対象としてアイヌの歴史・文化等を学ぶ機会を提供し、アイヌの人たちに関する理解を促進することにより、アイヌの人たちの誇りが尊重される共生社会の実現を図る。

(3) 委託期間

契約締結日から令和5年3月24日（金）まで

(4) 業務内容

ア 専門家の指導によるアイヌの歴史・文化に関する体験学習講座等の開催

(ア) イベント等での体験学習

- a 野外や各種イベント会場などで、コロナ感染症対策を講じた上で、アイヌの歴史・文化（楽器演奏、舞踊、料理など）に関する専門家の指導による親子向けの体験学習会を開催すること。
- b 開催箇所は道内6箇所以上とし、道央、道北、道南、道東においてそれぞれ1箇所以上開催すること。
- c 1回あたりの開催時間は概ね1時間半とし、参加者を10名以上確保するよう努めること。

(イ) オンラインによる体験学習

- a アイヌの歴史・文化（楽器演奏、舞踊、料理など）に関する専門家の指導による親子向けのオンライン体験学習講座を開催すること。
- b オンライン体験講座は7回以上開催すること。
- c オンライン体験講座に必要な資材や材料を確保し、必要に応じて受講生に事前に送付すること。
- d オンライン体験講座1回あたりの開催時間は概ね1時間半とし、参加者を20名程度確保するよう努めること。
- e オンライン体験講座中に、令和3年度（2021年度）アイヌ文化理解促進普及啓発事業委託業務（一般向け動画作成・幼児向け動画作成）で制作した動画（別紙のとおり）を使用した学習を合わせて実施すること。

イ 幼稚園や集客施設等でのアイヌの歴史・文化に関する人形劇の上演

(ア) 幼稚園や集客施設等で令和3年度（2021年度）アイヌ文化理解促進普及啓発事業

- 委託業務（幼児向け動画作成）で制作した人形劇（別紙のとおり）を上演すること。
- （イ）上演に当たっては、人形劇上演を専門的に行う団体による上演か、人形劇上演に係る専門家の指導・監修を受けて上演を行うこと。
 - （ウ）上演箇所は幼稚園等、集客施設それぞれに道内7箇所以上とし、道央、道北、道南、道東においてそれぞれ1箇所以上で上演を行うこと。
 - （エ）上演回数は幼稚園等は1箇所1回以上、集客施設においては1箇所2回以上とすること。

ウ 体験学習及びオンライン体験講座、人形劇の上演を実施するための効果的な広報新聞広告やテレビ等を活用したPRにより、体験学習及びオンライン体験講座、人形劇の上演が広く周知されること。

エ その他

- （ア）アンケート調査などにより事業効果の検証を行うこと。
- （イ）業務の実施内容、時期、期間について、新型コロナウイルスの感染状況を考慮して、事業実施の前提条件が変化した場合の代替的な対応案についても、併せて企画提案すること。

（5）実績報告書等の提出

委託業務を完了したときは、当該委託業務の処理成果を記載した実績報告書及び成果品を提出すること。

（6）納入場所

北海道環境生活部アイヌ政策推進局アイヌ政策課

2 公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格

- （1）単体の法人若しくは団体又は複数の法人、団体の連合体（以下「コンソーシアム」という。）であること。
- （2）コンソーシアムの構成員及び単体企業等は、次のいずれにも該当すること。
 - ア コンソーシアムの代表者及び単体企業等は、道内に本社又は事業所等（本事業を実施するために設置する場合を含む）を有する企業、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人（以下「特定非営利活動法人」という）、その他法人又は法人以外の団体であること。
 - イ 地方自治法施行令第167条の4第1項各号に掲げる者でないこと。
 - ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
 - エ 北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成4年9月11日付け局総第461号）第2第1項の規定による指名の停止を受けていないこと。また、指名停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。
 - オ 暴力団関係事業者等でないこと。また、暴力団関係事業者等であることにより、道が行

- う競争入札への参加を除外されていないこと。
- カ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。
- (ア) 道税（個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）
- (イ) 本店が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く）
- (ウ) 消費税及び地方消費税
- キ 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）
- (ア) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
- (イ) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
- (ウ) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出
- ク コンソーシアムの構成員が単独法人又は他のコンソーシアムの構成員として、このプロポーザルに参加する者でないこと。
- ケ 団体においては、団体規約及び会計帳簿を備え、予算と決算を行っていること。
- コ 特定非営利活動法人の場合にあっては、直近2年度分の特定非営利活動促進法第29条に定める事業報告書等を所管庁へ提出していること。

3 応募の手続き

(1) 資格審査申請書の提出期限、場所、方法、部数

- ア 提出期限 令和4年5月13日（金）17時必着
- イ 提出方法 持参（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く午前9時から午後5時まで）又は郵送（簡易書留、書留のいずれか）
- ウ 提出部数 1部

(2) 企画提案書の提出期限、場所、方法、部数

- ア 提出期限 令和4年5月30日（月）17時必着
- イ 提出方法 持参（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く午前9時から午後5時まで）又は郵送（簡易書留、書留のいずれか）
- ウ 提出部数 6部（法人名等については、1部のみに記載し、残り5部については、それらを記載しないこと。また、文中にも法人名等を記載しないこと。）

(3) 質問の受付

- 電子メール（メールアドレス：kansei.ainu@pref.hokkaido.lg.jp）で受け付けます。
- 「件名」に【質問：令和4年度（2022年度）アイヌ文化理解促進普及啓発事業委託業務＜企業名＞】と明記し、本文に事業者名、担当者職・氏名及び連絡先電話番号を記載した上で、質問事項を記載してください。
- なお、質問内容の趣旨等の確認をさせていただく場合があります。送信後、必ず電話で着信の確認をお願いします。

(4) 提出窓口

- 〒060-8588
札幌市中央区北3条西6丁目
北海道環境生活部アイヌ政策推進局アイヌ政策課

担当 主任 東 優 樹

電話 011-231-4111 (内線24-137)

FAX 011-232-4112

4 企画提案説明書の交付に関する事項

- (1) 交付期間 公告した日から令和4年5月13日(金)の毎日8時45分から17時30分まで(ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)
- (2) 交付場所 北海道環境生活部アイヌ政策推進局アイヌ政策課
URL: <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/ass/index.htm>

5 提案の無効

公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格を有しない者の提出した提案は無効とする。

6 最良の提案をした者の選定方法

あらかじめ定めた審査基準及び審査方法により、提出された提案書を評価し、最良の提案をした者(以下「特定者」という。)を選定する。

7 契約手続

特定者を見積書徴取の相手方に決定したときは、別途財務会計法令の規定により契約手続を行う。

8 公募型プロポーザル方式に関する事務を担当する組織

- (1) 名称 北海道環境生活部アイヌ政策推進局アイヌ政策課
- (2) 所在地 〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
- (3) 連絡先 担当 主任 東 優 樹
電話 011-231-4111 (内線24-137)
E-MAIL kansei.ainu@pref.hokkaido.lg.jp

9 業務上の留意事項

- (1) 受託者決定後、企画提案の内容を基本として、北海道と受託者が協議し委託業務の内容を決定する。
- (2) 業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。

10 その他

- (1) 資格審査申請書及び企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。
- (2) 審査結果及び特定者名は公表する。
- (3) 詳細は企画提案説明書による。